

議会運営委員会会議記録（概要）

令和4年9月5日（月）

開 会（午後3時15分）

大石議長

本日は、急遽、お集まりいただきありがとうございます。

本日の本会議散会後に、副市長より、本会議の理事者の出席者について、副市長、教育長、上下水道事業管理者と経営企画部長、総務部長は、議案質疑や一般質問のときにも、常時出席させていただきたい旨の申入れがありました。今、試行期間として今定例会で調整をさせていただいているところですので、いろいろ不備といえますか、出てくると思います。立ち止まって、議会運営委員会で丁寧に一つ一つ確認をさせていただきたいと思い、正副委員長と協議を行い、議運を開催していただくことになりました。

本件について、ご協議をお願いします。

【議 事】

・議会運営に関する事項について

（1）本会議の理事者の出席について

末吉委員長

ただいま議長の御挨拶にもありましたとおり、副市長から、本会議においては、副市長、教育長、上下水道事業管理者と経営企画部長、総務部長が、常時出席したい旨の申入れがありました。

初めに、議長からの本会議の出席要求について、これまでの議運で決定した事項を確認します。

通年会期制の導入時期にかかわらず、9月定例会以降については、日ごと

に必要最小限の出席要求とすることを確認しました。

次に、必要最小限についての整理については、開会日と閉会日の必要最小限の整理についてはまともらなかったため、6月定例会と同様に、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会委員長、農業委員会会長を除く特別職、部長に対して出席要求を行うこと。

議案質疑及び採決については、市長、副市長、議案を提出している所管部長に対して出席要求を行うこと。

ただし、議案質疑にあつては、所管とはなっていないが、議案質疑通告書で確認された答弁予定のある理事者についても出席要求を行うこと。

なお、教育委員会や上下水道局の議案の提出がない場合には、教育長と上下水道事業管理者には出席要求を行わないこととなります。

一般質問については、市長に加えて、議員と執行部とのヒアリングにおいて予定された答弁予定者のみに対して出席要求を行うこと。

なお、副市長、教育長、上下水道事業管理者の特別職であっても答弁予定がない場合には、出席要求は行わないこととなります。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策のため、理事者の途中出席及び退席については、議長の議事整理権により6月定例会と同様に、執行部に任せること。

以上が、これまでの議運で確認された事項となります。

中村委員

副市長は一般質問のときはどうするのか。

末吉委員長

確認としては、先ほどのように確認した。前回の議運で副市長に関しては、

そこまで確認していないというところがある。ここで確認させていただけたらと思っている。

次に、申入れの内容について、説明を求め、説明に対する質疑を行うため、本日は議長を通して副市長と総務部長に出席の要求をしております。

申入れの副市長、総務部長に、副市長、教育長、上下水道事業管理者と経営企画部長、総務部長を常時出席とする理由について説明をお願いします。

中村副市長

理由を説明する前に、私が先ほど、正副議長、議会運営委員会の正副委員長が同席される中でお話したことをもう一度皆さんにお伝えしたいと思います。

先週の木曜日か金曜日に、今おっしゃったことで決まったことだからというところで、文書行政課のほうにお話がありました。私が8月1日の議運の中で通年会期制に対する意見をいろいろと申し上げた中で、中村委員から、出席要求についての質問があった中で、コロナ禍において議案に関係ない部長が退席されたことについては、その部分についてはよかったという話をさせていただき、しかし、誰が出席するかについては、今後、協議をお願いしますというお話をさせていただきました。

今回、私が問題にしているのは、その協議がないまま、議運の中でのそう決まったのだと思いますが、それをもって執行部側に、こういう考えでのだけれどもどうなのかという協議、調整の場がなく、いきなり、9月5日からはこういう出席要求になりますよというのが来たので、それはちょっと手続上、どうなんだろうということなので、今はまだ調整をしていない

中であれば、6月定例会と同じような取扱いをしてくれないかをお願いをしました。それは、先ほど言ったように、6月定例会の状態というのは、特別職4人と、総務部長、経営企画部長は毎回出ていて、その他の部長については、議案に関係のある、一般質問に関係のある部長がその都度出席していたという状況なので、今、調整が済んでいない中で執行部としては、議運の中で決められてことについては、了という回答をできない状態にいるので、それは今持ち帰って、中での調整をしていますので、今の状況では、6月定例会と同じ状況でやってくださいという申し入れをしたところです。

本会議において出席要求については必要最小限というのは、議会基本条例の中でも地方自治法の中でもその趣旨は謳われているというのは存じております。出席要求をされると、執行部側は必ず出席をしなければならないという重たいものになっているので、負担軽減などの形の中で、必要最小限にするという考えで述べられているのだと思います。執行部とすると、これまでもコロナが起きた後は、必要最小限の出席ということで必ず議運の中でも、私のほうからもお話をしていたと思いますが、必要最小限の出席に留めていたということです。

執行部の考える必要最小限の出席は、先ほど言ったように、4役と総務部長、経営企画部長については、毎回、出るということです。

理由は、執行部としてもしっかりとした責任を持つ中で、議会には臨みたいということもありますので、特別職というのはそれぞれ役割分担がありますが、市政全般にわたって、大所高所から見ていくということもあるので、

本会議には出席するということと、総務部長については、執行部側の議会対応の所管ですので、出るのだろうということ。経営企画部長は、政策全般について携わるところなのでそこも必要だろうということで、必要最小限というのは、6人としたところです。

今後については、そういう形でやっていただきたいと調整、協議の場を設けていただければと思ったのですが、それがなく、いきなりもう決まったということがあったので、それはちょっといかなものかと、今回、申入れをさせていただいたところです。

末吉委員長

質疑があるか。

なければ、副市長、総務部長には退席をお願いします。

中村副市長

調整の場を設けていただければということです。

末吉委員長

今、この場でということですか。これから委員に意見を求めるので、後ほど今回の議運の議論については、報告をするということによろしいですか。

中村副市長

はい。

(副市長、総務部長退席)

末吉委員長

執行部から説明がありました。意見はありますか。

中村委員

この議運は何を決める議運なのかその辺が全く分からない。今、申入れがあったというのはお話としては分かったが、意見といっても何を決めるかが分からないから、何を意見として言っているのか分からない。そこをはっきりさせてもらわないと、議論も進まない。

末吉委員長

今、言われたのは、調整の場、協議の場を設けてほしいという申出だった。

その点についてのご意見をお願いしたいと思う。

植竹委員

出席要求に関する協議の場ということもあったが、前回、議運の中で試行的に始まる9月定例会の出席要求については、一度、形として決まっていると思う。それに対しての申入れだが、それをまた白紙にして、協議した結果、改めて出席要求する者を決めるという流れなのか。

末吉委員長

そういう申入れがありましたので、そもそも協議をするかしないかということも含めてのご意見とと思っていただきたい。

中村委員

もちろん試行した結果のことについては、協議をしないということを決めたという記憶はないし、私が再三申し上げているように、やってみているとあればそれは変えるべきだという話はずっとしていた。この定例会が終わった後に、通年会期制が完全に施行されるまでには協議の場というのは当然、持たれる認識だったので、協議の場を申入れしてくるというのは、今までそういう話になっていたのかと思ったので、そこが難しい。

大石議長

先ほど副市長が発言したとおり、執行部の考えは、議会が議会運営委員会で協議の場を持って、決めたことを協議していただいて、副市長と打合せをして決めていっていただきたいというふうにおっしゃってきたわけです。今回はなかったという我々の認識なので、もう一度考え直していただけないかという申入れがあったということです。だから、考え直していただきたいというよりも、まだ協議が整っていなかったもので、6月定例会と同様に4役と総務部長、経営企画部長はこれまでどおり出席をさせてくださいということで、明後日の議案質疑では特に経営企画部長は議案を提出していないので、

経営企画部長も明後日の議場にいさせていただきたいということです。一般質問のときも同様にさせていただきたいということで、協議がなかったのに、そのようにさせていただけないでしょうかという申入れがあったので、その点は白紙になるかもしれませんが、考え直していただきたいという申入れがあったので、試行的にやっている期間なので、そういうふうに執行部から話し合いの場で進めていくものだと考えていますので、議運でお諮りいただきたいということです。

しかも、副市長の出席要求については、曖昧だったところが正直否めないもので、確認をしていただきたい。

中村委員

副市長については後ほど議論すべきだと思うが、以前いただいたスケジュール表にも、11月から12月に執行部からの意見聴取という期間が確か設けてあったと思う。当然、9月定例会の試行の結果において、執行部と協議をするということは予定していたものと思っていたので、9月定例会の試行パターンについては、一回これと決めたわけだから、これでいくべきだと思う。ただし、副市長に関しては、結論が出ていない可能性があるのも、そこは少し議論をしたほうがいいと思う。

まとめて言うと、執行部からの意見について協議をするというのは確か11月、12月に予定されていたわけだから、それをもって執行部との協議だと思っていたので、申入れで言われていたことは当然、やるべきことだと思っている。これは確認されているものだと思っていた。

矢作委員

9月定例会は通年会期制に向けての試行ということで、いろいろと分から

ないなと思いつながらやっている部分もある。副市長については曖昧だったということもあるが、執行部からこういう申出があったということで、経営企画部長の出席という部分だけかもしれないが、改めてそういう申入れがあったということでは、協議をしてもいいのではと思う。試行だから、どんどん進めていくということだけが必ずしもいいとはいえない。慎重にやる部分も必要だ。

植竹委員

副市長については委員長から冒頭にもあったように、議案質疑の出席については認められていて、一般質問のときについては通告がない限りは出席しないということで決定されていることだと思う。そこもまだ曖昧だということなのか。

末吉委員長

曖昧というよりは、一般質問に関しては通告書に丸を付けるところがあって、そこをクリックしてくださいと今回、通告書の案内をしている。そこで通告された答弁予定者とヒアリングをする中で、この人にもということが出てきたら、その方に対して出席要求をかけていくということなので、必ず副市長が常時いるというわけではないと、そういう確認だったので、必ず副市長が常時いるという確認ではなかった。

そのことを前回の議運の中で、はっきりと言ってなかったということがあったので、本日確認をさせていただいた。

石原委員

確認だが、通告書のプルダウンの丸は出席要求という認識だった。あれは答弁要求なのか。副市長が先ほど大所高所からものを考えたいということで、そうだと思うが、市政に関する一般質問をしているので、4役の人にも座

っていただきたいというふうに議員が思えば、プルダウンで丸をしているのか、それとも、ドンピシャで副市長に答弁を求めたいからプルダウンで丸をするのか。出席要求なのか答弁要求なのか、私は出席要求だと把握していた。整理をお願いしたい。

轟議会事務局 一般質問の通告書については、議員からの答弁の申出、要望という形です。

参事 その後にヒアリングが行われ、実際に答弁する者というのは事務局で把握できますので、その理事者に対して議長が出席要求を行うというものです。

石原委員 基本的には答弁をしてもらう人にしか丸ができないということで、分かった。

植竹委員 通告書の丸は、通告する段階では答弁を求める予定者であって、ヒアリングをする上で、丸をついていない副市長等、もし通告の際に丸が副市長についていない場合、ヒアリングをして、やはりここは副市長に答弁を求める、というケースの場合は議長から出席要求をかけていただくという認識でよいのか。

轟議会事務局 そのとおりです。

参事

末吉委員長 書いてあっても出席要求しない、逆のケースもある。

植竹委員 話は戻るが、実際に通年会期制の導入に当たっては執行部との丁寧な調査、協議を重ねた上で決めていこうとこの議運でも合意形成を諮っていると思う。今回、協議、調整をする場がなかったというところで要望が出てきているところではあるが、議運の中で議論を重ねて決まったことだから、本来は

ここでそのまま試行して、9月定例会を終えて、先ほど中村委員からもあったが、今後の調整する場があるということであれば、その場で調整をすることもできるだろうが、単刀直入に言うと、こうしてせっかくそのような不安を抱えて申入れがあったところなので、せめて副市長、教育長、上下水道事業管理者については認めてもいいのではないかと考える。

石本委員

先ほど中村委員からも話があったが、閉会中にスケジュール案を我々は了承していて、11月、12月に執行部からの意見についての協議をするということだから、9月定例会はとにかく最小限度に絞ってみて、課題が出てくるだろうと。それを踏まえて11月、12月にやっぱりどうしようという話になると思っていた。だから、これでまた教育長、上下水道事業管理者が出てきたら、いずれその課題はどうするのということになる。やったことがないんだから。一度決めたのだから、とりあえず9月定例会は以前に決めたとおりにやってみて、早めに、9月定例会が終わってすぐでもいいから、議運の場でやってみた総括をきちんと、我々としてもある程度の合意形成を諮った認識のもと、11月、12月と執行部とやっていただければと思う。やってみなければ分からない。過去のことを思い出すと、議会基本条例を最初につくったとき、議案資料を出したら執行部は大変なことになるとずっと言っていた。だけど、結果的には、より進化していったというのがある。やってみないと分からない。今回は今まで決めたとおりの議論を踏襲していったほうがいいと思う。

矢作委員

今日、結論を出すという方向で進めるのか。

末吉委員長	出席要求をしないといけないので、本日決めたい。
矢作委員	今日、欠席の議員もいるので、明後日というわけにはいかないということか。
大石議長	今日決めていただきたいので、急遽、議運を開いている。
末吉委員長	事務局に確認するが、明後日が議案質疑だが、いつ決めなければいけないか。
轟議会事務局	本日お決めいただく必要がございます。明日には9月7日の議案質疑に係る本会議の出席要求をかける必要があります。
参事	
末吉委員長	先ほどの植竹委員の発言について、議案質疑と一般質問はそれぞれ違うが、例えば、議案質疑であれば議案がかかっているので、質疑があれば当然いるのだが、そこはということかももう少し詳しく伺いたい。
植竹委員	経営企画部長及び総務部長については、今までどおり。総務部長については、議会担当を請け負う部として常に出席するとか、経営企画部長については、政策判断をする部で常に出席する対象であると副市長は言っていたが、答弁する機会がなければ出席する必要はないのではないかと。ただし、先ほど申し上げたとおり、副市長、教育長、上下水道事業管理者については、常に出席させてもいいのではないかとという見解だ。
中村委員	いろいろな執行部からの意見というのもあると思うが、それはやってみてからちゃんと聞いたほうがいい。それは11月か12月に予定されている。前回決まった9月定例会の運営については、今回、執行部のほうからそれだとちょっと厳しいかもねという申出が今あったわけだ。だから、そういうこ

とを考えると、それで厳しいからといってももう決まっているわけだ。何でそれをやったかという、試行したかったからだ。今回は決まっちゃったことを試行していくしかないのではないか。それで厳しいか厳しくないかというのはまた通年会期制の本格導入の前に、11月、12月にあるわけだから。毎回、それを聞いていたら、こちらはどうにも決められなくなってしまふ。だから、副市長に関しては曖昧だったという話もあるので、そこはここでもう一度整理をする必要があるかもしれないが、その他については、決まったという認識でいる。試行をやってみた後、やっぱりこうだったということについては、11月から12月にちゃんと協議をするということは決まっているという認識だ。

大石議長

中村委員のおっしゃるとおりで、1回決まっている。ただし、執行部の意見はこうしてほしいという、先ほどあったとおりだ。もし決まったままでやるということになると、向こうとしては疑心暗鬼なところもあって、試行したら問題がないからそのまま進まれてしまうのではないかと、疑心暗鬼をされているので、そういうことはなくて、また意見はちゃんと聞きますよというのをもう一度丁寧に執行部に、決めたとおりにやるというのであれば、向こうに説明をさせていただくということだ。それはここで、皆で確認をしておかないと試行期間でやっているということで、お互いに執行部と議会との話し合いでやっているの、丁寧に進めさせてください。

矢作委員

副市長が執行部の意見を持ってこられたときにも、十分協議をして慎重に進めていただきたいということが、執行部の意見を聞いてほしいということ

も含まれていたと思う。私も会派に持ち帰って、意見を聞いてみたい。公明党のほうからは、副市長、教育長、上下水道事業管理者については、常にいいのではないかと提案があった。そういうことであれば、持ち帰りたい。

石本委員

何を持ち帰りたいのか。だってもう決まったんだから。決まったことをちゃぶ台返しするかどうかを持ち帰りたいということなのか。

矢作委員

副市長から申入れがあったわけだから、それも含めて会派としてどう判断するかということを確認したい。

石本委員

8月1日に副市長が議運に出席して、いろいろと慎重に進めてくださいということをおっしゃった。それを含めて閉会中に我々はずっと協議してきて、決めたのだ。だから、私も中村委員と同じで、一度やってみて、後は11月、12月に協議するということだ。今言われたからといってやったら、また何か言われたら全部持ち帰りになる。それでは何も進まない。

矢作委員

リミットは今日だということは先ほど確認した。公明党からも提案があるので、会派に意見を聞いてきたいということだ。

植竹委員

議運は全会一致制を取っているわけだから、意見がまとまったことは今後の議会運営に反映される場所だが、ここで、うちの立場としてはそういう申入れがあればせめてこのぐらい、3役はいいのではないかと、もしくは共産党からは元に戻してもいいのではないかと、いろいろな意見がある。全会一致にならないケースは今回はどうなるのか。

末吉委員長

前回決めた。それに対して意見が今回まとまらないという場合だと、決め

たことになるということだ。

中村委員

一時不再議というものがある。執行部が困っているという話があったら、それは困らないようにやってもらうというのは大前提だけど、もし本当に困ったのなら、それは議事の運営に関して柔軟な対応を取るように正副議長が図らいをされるだろうから、それでやるしかないのではないか。副市長の出席については議論が曖昧だったという話もあるからまた別かもしれないが。これに関しては、決まったわけだから、こんなことで一回一回やっていたら、11月、12月に執行部と協議することがなくなってしまう。試行してみて、全部やってみて、これでいろいろな課題が出てくるだろうから、そこを執行部ときちんと歩調を合わせてやっていくというのを、このスケジュールで決めたわけだから。それでまたやってしまったら、一時不再議じゃなくなってしまう。一回一回やっていたら何も進まない。

大石議長

ですから、おっしゃるとおりなんですよ。副市長から議長に申出があったことを代表者会議でも報告しました。だけどこれは、試行的にやっているので、やっぱり皆さんに、こういう申出もありましたということを皆さんにお伝えしたくて議会運営委員会でこういう議論をしていただいたほうが確実だと思うんですよ。ですから、一時不再議だから、もう決まりましたからこれで今回はやっていきますとなるのも、もちろんだし、そのためにはもう一度、協議の場がなかったと向こうが強く言っているの、言っているのだけど、それはそのままやるというのが決まっているわけではないので、今回、試行でやるので、引き続き、ご不満な点もあるかもしれないけれど、やらせてい

ただきたいというふうに、今回、向こうに次の協議をさせていただくというのをちゃんとやらなければいけないので、この議運で確認をさせていただいています。あくまでも丁寧に。ですので、各会派でご意見を出していただくようお願いします。

植竹委員

副市長についてここで決めていただきたい。ここで決定事項となった上でその他のものについて協議したい。

末吉委員長

一般質問に関しては先ほどから話が出ているように、副市長の答弁がある場合は当然副市長へ出席要求をしていくが、原則呼ばないという形になる。議案質疑と一般質問に関して、切り分けて確認をしていなかったところがある。確認が必要だと思って、今、確認をさせていただいたところだ。意見があれば、そこについてはきっちりと、一般質問には副市長は呼ばないということ言葉を言っていないなかったというのがあったので、先ほどそのように言った。意見があれば言ってもらいたい。

植竹委員

一般質問については分かった。だから、議案質疑については部をまたぐ部長答弁の場合は、答弁者を指定することになっているが、副市長の場合は指定がなくとも、常に市長同様、出席しているという認識でよいのか。

末吉委員長

そのとおりだ。

矢作委員

一般質問の場合は質問者の通告書に丸があれば、出席ということでよいか。いろいろ聞いているうちに、これはなかなか難しいから副市長に答弁していただくという場合があったと思う。そういう場合には一般質問の通告者のほうが丸をつけておくということか。

末吉委員長 答弁予定者のところは丸をするが、答弁調整、ヒアリングをしていく中で変わったらそちらが生きてくるということでよかったか事務局に確認したい。

轟議会事務局 市長に加えて、議員と執行部のヒアリングにおいて予定された答弁者、理事者に出席要求を行うということで、本議会の運営上としては、これまでと出席者に変わりはありません。

矢作委員 そうすると通告書を書くときには丸をつけていなくてもいいという理解でよいのか。

末吉委員長 そうだ。ヒアリングをする中で、これは市長に聞こうとか副市長に聞こうとか、逆に、丸をつけていたけれどやっぱりいいですということもある。それは答弁調整をしてヒアリングをしていく中であり得ることだということだ。

矢作委員 副市長に丸をつけていたけれども、ヒアリングをしたら答えてもらうことがなかったという場合には、出席なしという理解でよいか。

末吉委員長 そのとおりだ。

浅野委員 議案質疑と一般質問では副市長の出席は別なのか。

末吉委員長 それでよいかという確認だ。

浅野委員 答弁者に行っているときには丸をつけるが、答弁者じゃないときも副市長が出席するかしないかということの意見を今ここで言うのか。

末吉委員長 先ほど言ったとおりで、一般質問の場合は、石原委員の質問にあったように、通告時に最初に答弁者を書くので、それどおりに答弁をしていただく必

要があれば、当然、副市長には出席要求をしていくという確認だ。

浅野委員

答弁者にならない場合は、副市長は出席をしないということをこの間決めたのか。

末吉委員長

そうだ。

浅野委員

曖昧だったというのは。決めたのか。

末吉委員長

副市長の出席はいらぬのだという話をきちんと saying なかったのではないかと思っていた。

浅野委員

もう一度話し合うのか。今、もう一度議題になっているのか。前回、副市長は答弁がないときは出席願わないと決めたのか。

末吉委員長

そう思っている。副市長はという言い方をしていないが、答弁の機会がない人は呼ばないという確認だったということだ。だから、当然、副市長に限らないが、一般質問の答弁予定者の中にいない場合は、お呼びをしないという原則に沿っていくのでということを確認をしている。そのことについて意見があるのなら、という話だ。

先ほど、中村委員から副市長のことについて云々という話があったので、今その話をしている。変えようとかそういう提案ではない。

浅野委員

曖昧だったからもう一度話そうということではないのか。そこがはっきりと覚えていない。

末吉委員長

答弁予定者を出席要求していくということだ。

浅野委員

考えとしては、市長が具合悪くなったり、市長は別に丸をつけなくてもいいべきだと思うが、相談したかったりすると、副市長は丸がなくても出席は

いいかなとも思ったが、それはもう決まったことなら。

石本委員

私もコロナに感染するかもしれないと思って早めに通告書を出したが、副市長のところ丸をつけるかどうか選択するようになっている。今回もう通告書を出した方はお気づきだと思うが。だから、それを前提で通告書は配られていて今まで何もクレームがないということは、私は、副市長は答弁の要求がなければ出席要求をしない。先ほど委員長が言ったみたいに、答弁を必要としない人は要求しないという前提にのっとって通告書もできていると思っている。

休 憩（午後3時58分）

再 開（午後4時20分）

植竹委員

持ち帰った結果、通年会期制の導入に当たっては執行部との信頼性を保つのも大事であって、今回の申入れがあったことに対してやはり協議をすることも必要だろうと。ただし、議運の中で当初決まったことは決まったことであるので、冒頭に考えを申し上げたとおり、副市長、教育長、上下水道事業管理者については認めてもいいのではないかというのは変わりなく、議論が終わった。

中委員

議運で決めるというのは大事なことだ。そこで決めたからには、一度はしていかなないと、議運で揉む意味がなくなってしまうので、そこだけは気を付けていなければならぬ。その上で執行部から、いかがなものかという発言があったが、あれはちょっとどうかと思った。こういうふうにして、どうでしょうかぐらいに来ていただけるような歩み寄りで、お互いにこれからま

た調整しながらやっていけばいい話だし、今回、試行と言われているから、とりあえず試してみてやるというのを前提にしていけばいいと思う。その上で、10月、11月でまたしっかりと協議をして、今後のことについてやっていくというようなことでどうか。

矢作委員

議運の中で確認もされていたが、副市長のほうからは進めるに当たっては十分に意見を聞いてほしいということがあって、協議の申入れがあったのだと思う。公明党から提案があったように、副市長、教育長、上下水道事業管理者は認めてもよいのではないかと会派で意見があった。しかし、中委員からも話があったが、まとまらないということで、議運の確認という事になれば仕方がないと思っている。

石本委員

大石議長にはお手数だと思うが、後ろに総務部次長と文書行政課長が座っているわけだから、先ほどの中村副市長の話だと、この間の議運から結構な時間がたって初めて知ったということだった。後ろにいらっしゃるわけだから、ぜひその方からも、ただ議運に座って傍聴しているわけではないのだから、上司にちゃんと伝えていただきたいということは、議長から申入れていただきたい。

末吉委員長

意見が複数出ており、まとまらないという形になります。前回、確認をしましたとおり、9月定例会は試行していくということでよろしいか。(委員了承)

先ほどあったとおり、9月定例会が終了した後に執行部と協議の期間を設けて、スケジュールでお示しましたように、丁寧にやっていきたいと

思っております。9月定例会をやってみて、その中で課題があれば、また、きちんと議論をしていきたいと思っております。

9月定例会の取扱いについては、私が冒頭に申し上げたとおりでよろしいか。（委員了承）

村上委員

今日ここで決まったことというのは、議運の委員長のほうから副市長のほうには報告していただくということによろしいか。

大石議長

議運の委員長が行くべきか、私が行くべきか、副議長に代理で行ってもらうか、誰が行くかはこれから相談します。副市長はわざわざ申入れに来ていただいたので、こちらからも説明に伺おうと思っております。誰が行くかはこれから相談していきます。

散 会（午後4時25分）